

8 特別の場合における号俸の決定等

(1) 上位資格の取得等の場合の号俸の決定

(ア) 上位資格取得の場合

現に職員である者が上位の資格を取得した場合（昇格、初任給基準を異にする異動又は給料表の適用を異にする異動を伴う場合を除く。）でその者の現に受けている号俸がその資格によって初任給として受けるべき号俸に達しない場合は、その初任給として受けるべき号俸に決定することができる。

(例) 短期大学卒業程度で採用された者がその後大学卒業程度試験に合格した場合

- 令2.8 短大卒業程度試験合格
- 令3.3 短大卒
- 令3.4.1 行1-19 採用
- 令4.1.1 行1-22 昇給
- 令4.8 大学卒業程度試験合格
- 令5.1.1 行1-26 昇給
- 令5.4.1 行1-29 大学卒業程度試験合格による任用

(イ) 初任給基準等が改正された場合

初任給基準表その他規則で定める初任給の基準が改正された場合又は学歴免許等資格区分表若しくは修学年数調整表が改正された場合において、その基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められるときは、現に職員である者の号俸を改正後の当該基準及び規則7—33第12条及び第14条を適用した場合に得られる号俸に決定することができる。ただし、初任給基準の改正の場合等で人事委員会が別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

(2) 復職時等における号俸の調整

休職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復職し、外国派遣職員若しくは大学院修学休業をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その者の号俸を次に掲げるところにより調整することができる。

(ア) 調整期間

引き続き勤務しない期間（休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間。以下「休職等の期間」という。）について、次の休職期間等換算表に掲げる換算率により換算した期間を調整期間として調整する。

○休職期間等換算表

休 職 等 の 期 間	換 算 率
公務災害又は通勤災害による休職及び休暇の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
学校・研究所等の公共的施設で長期の調査・研究等に 従事する場合等の休職の期間	
公務災害又は通勤災害上の行方不明による休職の期間	
外国派遣職員の派遣の期間	
大学院修学休業の期間	

規則7—33

第42条

昭和44年通知

第91号

第42条関係

規則7—33

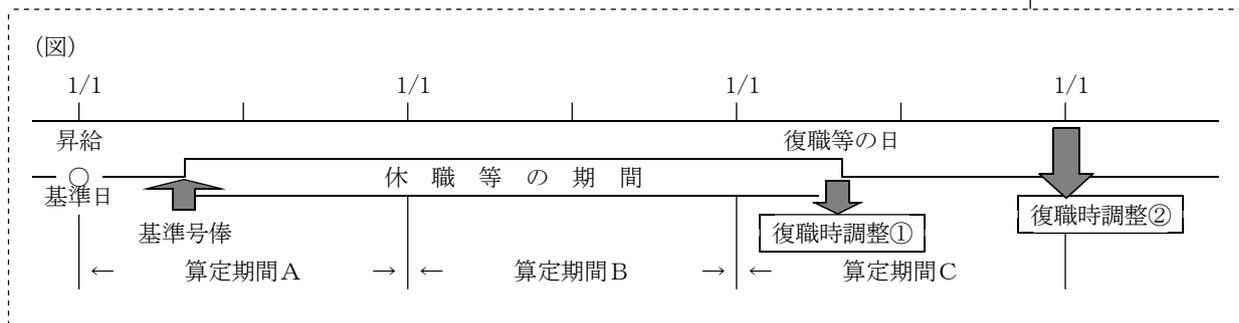
第43条

規則7—33

別表第8

介護休暇の期間	
専従許可の有効時間	$\frac{2}{3}$ 以下
私傷病による休職及び休暇の期間 (公務災害又は通勤災害によるものを除く。)	$\frac{1}{3}$ 以下 〔ただし、結核性疾患にあつては、 $\frac{1}{2}$ 以下とすることができる。〕
行方不明による休職の期間 (公務災害又は通勤災害によるものを除く。)	$\frac{1}{3}$ 以下
刑事事件による休職の期間	0 〔ただし、無罪判決を受けた場合は事情により $\frac{3}{3}$ 以下とすることができる。〕

(イ) 調整方法等



(i) 復職時調整に係る用語の意義

以下の説明で用いる次の用語意義は、それぞれ次に示すとおりである。

- ・昇給日 規則7—33第33条に規定する昇給日をいう。
- ・算定期間 一の昇給日から次の昇給日の前日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）をいう。
- ・基準号俸 休職等の期間の初日において受けていた号俸をいう。
- ・基準日 休職等の期間の初日の直前の昇給日（休職等の期間の初日が昇給日である場合にあつては、その日）をいう。
- ・調整期間 各算定期間における休職等の期間を規則7—33別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間をいう。
- ・合算期間 各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間をいう。

(ii) 復職時調整の実施時期

復職等の日（図：復職時調整①）及び復職等の日後の最初の昇給日（図：復職時調整②）又はそのいずれかの日において、復職時調整の実施を検討し、調整の必要がある場合には、これらの日に実施する。

昭和57年通知  
第410号  
第43条関係  
第1項

昭和57年通知  
第410号  
第43条関係  
第2項(1)、(4)

なお、復職等の後再び休職等のため勤務しない職員等にあつては、復職時調整の時期を延期することができ、後の復職等の日及びその日後における最初の昇給日にその後の休職等の期間と合わせて実施することができる。

(iii) 号俸調整の基本

復職等の日における復職時調整は、基準日から復職等の日の直前の昇給日の前日までの算定期間（図：算定期間A及びB）に係る復職時調整を行い、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準日から当該昇給日の前日までの算定期間（図：算定期間A～C）に係る調整を行う。

具体的には、基準号俸の号数に、調整の対象となる各算定期間の類型に応じた算定方法により得られた調整数を合計した数（合計した数について1未満の数を切り捨てる。）を加えた数を号俸とする号俸の範囲内で調整する。

(iv) 昇格をした場合の復職時調整

休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後における最初の昇給日までの期間中に昇格をした職員の昇格の日以後に行う復職時調整は、以下の手順で行う。

- ① 昇格の日を復職等の日とみなして、(iii) に従い、基準日から昇格の日の直前の昇給日の前日までの期間に係る仮定上の復職時調整を行う。
- ② ①で得られる号俸（昇格の日の直前の昇給日から昇格の日の前日までの期間において規則7—33第38条又は第39条の定めるところによる昇給をした場合にあっては、①により得られる号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数を号数とする号俸）から昇格を行ったとした場合の昇格直後の号俸を基礎として、(iii) に従い昇格の日直前の昇給日以後の調整の対象となる期間に係る復職時調整を行う。

(v) 育児休業等をした職員等の復職時調整

育児休業をした職員、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による職員の派遣をされた職員、自己啓発等休業をした職員又は配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合の復職時調整の要領、期間計算等については、(i) から (iv) までの例により取り扱うものとする。

(vi) 復職時調整に関する特例

復職時調整に関し、上記 (i) から (v) により難しい場合は、あらかじめ事務局長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

(3) 給料の訂正

職員の給料の決定に誤りがあり、各任命権者がこれを訂正しようとする場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、将来に向かってその訂正（昇給期間の短縮を含む。）を行うことができる。

9 給料の切替え

給与条例の改正が給料表の改定を伴うものである場合、その改定の内容によっては、改正前の級号俸等をそのまま改定後の級号俸等とすることができない者が生じ、いわゆる「給料の切替え」を行う必要がある。一般的に「給料の切替え」が必要とされる場合は、次のとおりである。

- (1) 給料表の新設が行われた場合
- (2) 級の新設が行われた場合
- (3) 号俸構成の変更（号俸のカットや新設）が行われた場合

給料の切替措置については、必要の都度、改正給与条例の附則に規定され、同規定に基づき、人事委員会規則が定められ、また、必要に応じ給料の切替えに関する運用方針を定めたいわゆる「切替通知」が出される。

したがって、実際に給料の切替えを行う場合には、これらの法令、通知に基づいて行うことになる。

昭和57年通知  
第410号  
第43条関係  
第2項

昭和57年通知  
第410号  
第43条関係  
第3項

昭和57年通知  
第410号  
育児休業条例  
第8条等関係  
昭和57年通知  
第410号  
復職時調整に関  
する特例

規則7—33  
第44条